

特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)

1 事業概要

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者又は要支援者の日常生活上の便宜を図り機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの販売を行うサービス

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格
専 門 相 談 員	2人以上（常勤換算方法） 【資格】保健師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，社会福祉士，介護福祉士，義肢装具士，福祉用具専門相談員指定講習修了者
管 理 者	常勤専従1人 ※ 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務，又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可

(2) 設備基準

設 備	面 積 等
必要な広さの専用区画	購入申し込みの受付，相談等へ対応するスペース

3 福祉用具の種類

用 具	種 類
腰 掛 便 座	次のいずれかに該当するものに限る。 ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・便座，バケツ等からなり，移動可能である便器（居室において利用可能である者に限る。）
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー，チューブ，タンク等のうち尿や便の経路となるものであって，利用者や介護者が容易に交換できるもの
入 浴 補 助 用 具	材の保持，浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 入浴用椅子，浴槽用手すり，浴槽内椅子，入浴台（浴槽のふちにかけて利用する台であって，浴槽への出入りのためのもの），浴室内・浴槽内すのこ，入浴用介助ベルト
簡 易 浴 槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって，取水又は排水のための工事が不要なもの
移 動 用 リ フ ト の っ り 具 の 部 分	身体に適合するもので，移動用リフトに連結可能なもの
排 泄 予 測 支 援 機 器	利用者が常時装着した上で，膀胱内の状態を感知し，尿量を推定するものであって，一定の量に達したと推定された際に，排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの（専用ジェル等装着の都度，消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。）